

# 動物検疫所交渉（全農林労働組合動検本所分会）

## 議事要旨

1 開催日時 令和5年5月17日（水）18:10～18:40（30分）

2 場 所 動物検疫所本所 小会議室

3 出席者 動物検疫所総務部  
中村 総務部長  
同 成田 庶務課長  
全農林労働組合動検本所分会 西本 委員長  
同 山本 書記長

4 議題 要求書回答

（全農林労働組合動検本所分会提出 別添「要求書」）

5 議事概要

（庶務課長）

ただいまから、全農林労働組合動検本所分会からの要求に基づく交渉を開始する。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合動検本所分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉事項とする事項は、

I 労働諸条件の改善についての

1のうち「超過勤務命令の事前命令を徹底」の部分、

及び2のうち「超過勤務の縮減策を直ちに実施すること」の部分、及び3

及び4のうち「セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底」の部分、

及び5、6

及び7のうち「雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができる職場環境の整備を行うこと」「障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。」の部分

及び8

II の新型コロナウイルス感染症対策についての

1のうち「職員の感染防止、健康保持のため、適宜、必要な措置を講じること」の部分

### Ⅲの福利厚生施策の充実について、並びにⅣの人事評価制度について

とし、その他の事項については、国家公務員法第108条の5第3項の管理運営事項に該当することから要望事項として接受します。

(庶務課長)

それでは要求事項について、中村総務部長から回答する。

(中村総務部長)

「I 労働諸条件の改善について」の1の「超過勤務命令の事前命令を徹底」、2の「超過勤務の縮減策を直ちに実施すること」及び3については、事前の超過勤務命令を徹底し、勤務時間外の業務指示は行わないよう努めるとともに、上限時間を十分認識し、超過勤務の縮減に努めることを、管理者に対して指導してまいりたい。なお、毎月の超勤実績が前月から大幅に増加している場合はその理由を確認するなど、実態の把握により超勤の縮減に努めているところである。

4の「ハラスメントの防止」については、秘書課長通知により、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置等を明確にしているところであり、パワー・ハラスメントの防止については、「パワー・ハラスメントを起こさないために注意すべき言動例」の周知や令和2年6月に制定された人事院規則の内容を職員に周知しているところである。また、全職員を対象としたハラスメント防止チェックシートや管理職を対象としたeラーニングの実施等により啓発を行っているところであり、引き続きハラスメントのない職場づくりに取り組んでまいりたい。

5の「年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できる職場環境を整備」については、年次休暇等を計画的に取得することは重要であると考えており、幹部定例会において月初めに全職員の年次休暇取得状況を共有し、管理職に対し部下の年休取得促進について周知するとともに、特にゴールデンウィークや夏季休暇、年末年始の時期には年次休暇を利用した長期休暇を呼びかけている。

また、動物検疫所は夏季休暇の時期が業務繁忙期になるため、気兼ねなく夏季休暇を取得できる環境の整備に努めてまいりたい。

6の「ワーカライフバランスの確保」等については、令和4年10月1日から人事院規則が改正され、男性職員の育児休業、育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようになったところであり職員に周知しているところである。引き続き、男女を問わず職員が働きやすい職場を目指し、育児・介護との両立支援制度の周知やテレワークの推進、フレックスタイム制度の活用など総合的かつ計画的にワーカライフバランスの確保に向け取り組んでまいりたい。

諸休暇等については、掲示板に制度等の概要を掲載するなど周知を図るほか、職

員から照会があった場合には個別に対応を行っているところであり、引き続き利用しやすい環境を維持してまいりたい。

7の「障害者雇用」については、相談窓口の設置、職場等に関するアンケートの実施等により障害者の要望や実態の把握に努めて対応しているところである。また、セミナー、研修会への人事担当者等の参加や障害者雇用キーパーソン養成講習会へ参加するなど職員の理解を深める取り組みを行っている。今後とも障害がある方が活躍できる働きやすい環境の整備に努めてまいりたい。

8の「管理職と職員のコミュニケーション」については、業務を実施するにあたっては日頃からのコミュニケーションが重要と考えており、職員の意見を十分尊重して風通しのよい職場環境づくりに努めてまいりたい。

「II 新型コロナウイルス感染症対策について」は、3月13日からマスク着用の考え方を見直され、5月8日に感染症法上の位置づけが変更されたところであるが、引き続き、感染状況等の推移を注視しつつ、基本的な感染防止対策の推奨等により、職員の健康確保に努めてまいりたい。

「III 福利厚生施策の充実について」のメンタルヘルス対策については、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応に努めているところである。また、健康相談窓口を設置するとともに、人事院の「こころの健康相談室」や農林水産省が委託している「精神科医支援プログラム」を活用し、メンタルヘルスに関する講習会を開催するなど、相談しやすい環境づくりに努めているところである。

「IV 人事評価制度について」は、評価結果が待遇に活用されることから、期首面談においては、評価者と被評価者の間で認識を共有して目標を確定するとともに、期末面談にあたっては、理由を含めて丁寧に説明するよう引き続き指導してまいりたい。

また、昨年10月からの見直しについて、政府全体の枠組みに従って実施していくとの基本的な考え方のもと、具体的な改善等の内容については、職員へ適切に周知してきたところ。

コミュニケーションについては、先ほども申し上げたところであるが、人事評価制度にかかわらず今後とも奨励してまいりたい。

(組合)

超過勤務の縮減、夏季休暇取得の環境整備、職員のメンタルヘルス対策については、

特にお願いしたい。

(中村総務部長)

本日の交渉を踏まえ、今後とも、明るく風通しの良い職場となるよう引き続き努力してまいりたい。

(庶務課長)

以上で本所分会からの要求に基づく交渉を終了する。

動物検疫所  
石川 清康 殿

全農林労働組合動検本所分会  
委員長 西本 愛

## 要　求　書

コロナ禍も4年目となる中、公務・公共サービスや農林水産行政を推進する現場では、国民の信頼と期待に応えるべく昼夜を分かたず職務に邁進しており、組合員・職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や必要な要員と適正な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題です。

私たちは、GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを転換し、「未来づくり春闘」を深化させることが必要との認識のもと、「人への投資」と月例賃金の改善に向けて、連合2023春季生活闘争に結集し取組を進めています。

一方、農林水産省においては、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検討が進められていますが、職場は連年にわたる定員削減による要員不足と超過勤務の慢性化など、極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれでは、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう強く要求します。

### 記

#### I 労働諸条件の改善について

1. 動物検疫所として、「人材情報統合システム」による勤務時間管理及び超過勤務命令の事前命令を徹底し、適正な勤務時間管理を行うこと。  
特に、テレワーク・在宅勤務時における超過勤務の実態を精確に把握するよう必要な措置を講じること。  
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 動物検疫所として、超過勤務命令の上限時間の規制を完全に遵守するとともに、「他律的業務の比重の高い部署の指定」の見直しや上限規制の特例業務の厳格化を含む、より実効性のある超過勤務の縮減策を直ちに実施すること。
3. 動物検疫所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいま

で超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者を徹底すること。

4. 動物検疫所として、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
5. 動物検疫所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できる職場環境を整備すること。
6. 動物検疫所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。  
また、他の諸休暇や各種休業制度についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 障害者雇用については、動物検疫所として、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができる職場環境の整備を行うこと。  
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
8. 動物検疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

## II 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 動物検疫所として、職員の感染防止、健康保持のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。
2. 動物検疫所として、テレワークや出勤抑制等の実施中においても、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を的確に把握し、きめ細かな工程管理を行うこと。  
また、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。
3. 動物検疫所として、在宅勤務に不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備を図ること。

### **III 福利厚生施策の充実について**

「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づき、動物検疫所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

### **IV 人事評価制度について**

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以上